

しみずアンサー通知・照会サービス利用規定
(ファクシミリサービス)

1. ファクシミリサービスの取扱い

- (1) ファクシミリによるアンサーサービス（以下「本サービス」といいます。）は、当行で受信した暗証番号および口座番号が、申込書届出の暗証番号および口座番号と一致した場合に、応答・送信した者を申込者とみなし送信または連絡、応答いたします。
- (2) 本サービスの通知サービスについて、自動受信で受信する場合は、申込者指定の電話番号をコールし、自動的に送信いたします。
- (3) 本サービスの通知サービスを手動受信で受信する場合、当行で受信した暗証番号が、申込書届出の番号と一致した場合には、応答した者を申込者とみなし送信いたします。
ただし、申込み時に「手動受信（暗証番号を入力しない）」を指定した場合は、通知サービスに限り当行での暗証確認を省略できるものとします。
- (4) 本サービスの照会サービスについて、当行で受信した暗証番号および口座番号が申込書届出の暗証番号および口座番号と一致した場合には、応答した者を申込者とみなし送信いたします。
- (5) 振込依頼人からの訂正依頼、受領証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、既に連絡もしくは回答をした内容について、変更または取消させていただきます。
- (6) ファクシミリ電話番号、暗証番号、氏名、住所、その他届出事項等の変更の際は当行の依頼書により直ちにお届けください。

2. 利用資格

- (1) 当行の取引先でN T Tのアンサーサービスを利用できるF A Xの保有先であること。
- (2) 本サービスは申込者が5.（4）各号のいずれにも該当しない場合に申込みすることができ、5.（4）の各号の一にでも該当する場合には、申込みをお断りするものとします。

3. 通信混雑などによる電話の不通等

通信混雑などによる電話の不通および機器障害または天災事変その他やむを得ない事由により、連絡、応答が不または遅延があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行ホームページ記載の利用手数料を翌月7日（休日の場合は翌営業日）に申込者指定の引落し口座から、普通預金通帳および普通預金払戻請求書または当座小切手の振出なしに引落しいたします。
- (2) 本サービスの利用手数料を変更する際は、その都度、当行ホームページまたは店頭等、当行の定める方法により申込者へ通知します。

5. 解約について

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当行の解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 申込者に次の各号の事由が一でも該当した場合において、当行はいつでも申込者に通知することなく解約ができるものとします。
 - ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別精算開始の申立があったとき
 - ② 電子交換所の取引停止処分を受けたとき

- ③ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき
 - ④ 相続の開始があったとき
 - ⑤ 当行に支払うべき利用手数料および度数料の未払いが生じたとき
 - ⑥ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- (4) 申込者に次の各号の一でも該当した場合において、当行がこの契約を継続することが不適切であると判断した場合には、申込者に通知することにより解約ができるものとし、当行が申込者に解約の通知を発信した時に解約されたものとしします。
- なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合には、その損害額をお支払いいただきます。
- ① 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってすることなど、不当に暴力団員等を利用していると認められた関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

6. その他

この取扱いについて、かりに紛議が生じましても当行の責によるものを除き、当行は責任を負いません。

7. 規定の変更等

- (1) 当行は、この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの記載による公表その他相当の方法で、周知することにより変更出来るものとしします。
- (2) 前項による本規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から効力を生じるものとしします。

以上

2024年5月6日現在